

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 2 月 8 日

株主各位

東京都新宿区四谷四丁目 3 2 番 4 号
株式会社 ファステップス
代表取締役 川嶋 誠

当社は、平成 25 年 1 月 11 日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 1 日（金曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決権いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 2 月 28 日（木曜日）と定めましてので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規程に基づき、平成 25 年 3 月 1 日（金曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 11,385,000 株増加して 11,500,000 株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割と同時に、平成 25 年 3 月 1 日（金曜日）付をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 25 年 2 月 26 日（火曜日）付をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
2. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 4 月上旬にお届出住所宛にお送りする予定です。
3. 平成 25 年 3 月 1 日（金曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連 絡 先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031